

介護老人保健施設こまち 入所・短期入所サービス 重要事項説明書

介護保険施設サービスの提供にあたり、介護保険法令に基づいて重要事項を以下のとおりに説明します。

1. 施設の名称

【2024 年 4 月 1 日改訂】

運営主体	医療法人 社団 藤和会	
所在地	神奈川県厚木市小野 759	
代表者 職・氏名	理事長 佐藤 一守	
施設の名称	介護老人保健施設 こまち	
所在地	神奈川県厚木市小野 763-1	
指定番号	介護老人保健施設(神奈川県 1452980043 号)	
管理者および連絡先	今江 賢造	T E L 046-247-1239 F A X 046-247-5871

2. 施設の目的及び運営方針

施設の目的

当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

施設の運営方針

- 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

秘密保持および個人情報保護

- 1 事業者及びサービス従業者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、施設サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 2 事業者はサービス担当者会議等において必要があった場合のみ、他のサービス提供等に利用者の個人情報の提供をすることがある。
- 3 事業者は事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た入所者またはその家族に関する個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

3. 運営主体があわせて実施する事業

事業の種類	事業所名	介護保険事業所番号
居宅介護支援	こまち居宅介護支援事業所	1472901477
訪問看護ステーション 介護予防訪問看護ステーション	こまち訪問看護ステーション	1462990067
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設　こまち	1452980043
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護		
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション		
所在地	神奈川県厚木市小野 763-1	

4. 施設概要等

開設年月日		平成 24 年 3 月 1 日	定員	通所リハビリテーション	40 名
建物	構造	鉄筋コンクリート造		認知症専門棟（2 階）	50 床
	総床面積	4399.64 m ²		一般棟（3 階）	50 床
敷地		5017.51 m ²	居室	4 人部屋	20 室
				2 人部屋	2 室
				1 人部屋	16 室
フロア		主な設備※全館冷暖房			
1 階		事務室・デイルーム・リハビリテーション室・食堂・浴室・会議室・医務室 訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所・施設長室・調理室			
2 階		療養室・デイルーム・食堂・レクリエーションルーム・談話室・浴室 ナースステーション・家族介護室			
3 階		療養室・デイルーム・食堂・レクリエーションルーム・談話室・浴室 ナースステーション			

5. 施設の職員体制（ ）は常勤換算

職種	業務	人員
施設長	施設の運営管理に関すること。	1 人
医師	医学的管理に関すること。	1 人（1 人は管理者と兼務）以上
薬剤師	服薬管理に関すること。	0.4(併設の病院と兼務)以上
看護師・准看護師	看護業務に関すること。	10 人以上
介護福祉士・介護職員	介護業務に関すること。	32 人以上
理学療法士	リハビリテーション業務に関すること。	1 人以上
作業療法士		(言語聴覚士は併設の病院と兼務)
言語聴覚士		
介護支援専門員	施設サービス計画作成に関すること。	1 人以上
支援相談員	相談援助業務に関すること。	2 人以上
管理栄養士	栄養管理に関すること。	1 人以上
栄養士		1 人以上
調理員	食事調理に関すること。	4 人以上
事務員	各種事務処理に関すること。	2 人以上

6. 勤務体制

- 1 週間の所定労働時間は 40 時間以内とし、1 日の就労時間は 7.5 時間とする。
- 職員の勤務する始業時間及び終業時間は次の通りとする。但し、業務の都合その他やむを得ない事情によりこれを繰り上げ又は繰り下げることがある。
日勤業務 始業：午前 8 時 45 分
終業：午後 5 時 15 分
当直業務 始業：午後 5 時
終業：午前 9 時 30 分
- 医師の宿直：無し

7. サービス内容

当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する会議など、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

8. サービス利用及び利用者負担

- 別紙サービス内容説明書及び料金表の通りとする。
- その他：利用料金の支払い

※介護保険以外のサービスとなる場合には、全額自己負担とする。(介護保険外のサービスとなる場合には、あらかじめ、その旨を支援相談員等からご説明のうえ、利用者の同意を得ることとする)

9. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

10. 褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

11. ご利用の際の留意事項

来訪・面会 (入所の方のみ)	・コロナ感染対策に伴い、2023年8月15日より下記の対応となります(感染症発生により変更される場合があります)。 * 土日祝問わず、月曜日～日曜日で行います。 * 面会は 14:00～16:30 の間で行っています。その間ご家族様は自由に出入りできます。 * 面会時間は 15 分間です。 * 面会場所をご利用者様の入所フロア内になります。 * 1 家族 2 名様までフロアに上がることができます。上がれる方は高校生以上の方に限ります。 * 面会時、ご利用者様のマスク着用はどちらでも構いませんが、ご家族様はマスク着用、手指消毒のご協力をお願いします。ご利用者様のマスクに関してはお手数ですが持参をお願いします。 * ご面会者様で 37 度以上の熱がある場合や風邪のような症状がある場合は面会出来ません。 * 飲食物の持ち込みもできますが、生もの(刺身等)やご利用者様との飲食はご遠慮ください。また、食べきれの量の持ち込みと、ゴミのお持ち帰りをお願いします。 * 面会当日は面会申請書の記入がありますので、面会前にこまち事務窓口へお声掛けをお願いします。
衣服の入れ替え (入所の方であんしんセットが A セット、AC セットの方で衣 替えをされる方)	【共通事項】 * 対応時間は 10:00～16:45 です(土日祝含める)。 * 来所時はこまち事務窓口へお声掛けをお願いします。 * ご家族様はマスク着用、手指消毒をお願いします。 * 交換時はフロア職員により持ち込み荷物の確認や名前が記入されているか等の確認を行います。 * ご面会ではありませんので、ご利用者様との会話はお控え下さい。 【2 階(認知症専門棟)にご入所されている方のご家族様】 * 廊下に個別の鍵付きの壁面収納がありますので、フロア職員に開錠してもらい、入れ替えをお願いします。 【3 階(一般棟)にご入所されている方のご家族様】 * 本人居室に個人の床頭台(棚)がありますので、そちらで入れ替えをお願いいたします。

外出・外泊	・コロナ禍に伴い、外出・外泊は原則出来ません。
医療機関への受診	・入所利用中に医療機関へ受診を希望する場合は、必ず当施設の医師・看護師・支援相談員へご相談下さい。 ・緊急時以外の医療機関への受診は原則ご家族様の送迎となります。 ・外泊時等の施設外での受診は、原則できません。
喫煙・飲酒	・喫煙、飲酒ともに全館禁止となります。
所持品、現金の管理	・高額、高価な金品の持ち込みは原則禁止としております。 ・持ち込む場合は、自己管理となり、紛失等ございましたも当施設では一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。
居室・設備・機器の利用	・設備・備品の利用は、当施設職員に御相談下さい。また、本来の用法に従いご利用下さい。なお、これに反した利用または故意による破損等が生じた場合は賠償していただく場合がございます。
食事・差し入れ	・コロナ禍に伴い、面会時のみ可能です。
消灯	・消灯時間は、21：00 です。
火気の取り扱い	・施設内での火気の取扱いは禁止です。
所持品・備品等の持ち込み	・所持品・備品等の持ち込みは、当施設の入所時必需品項目以外は許可を必要とします。
ペットの持ち込み	・ペットの持ち込みは、禁止です。
その他	・職員に対するお心付け等は、固くお断りしております。 ・利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止です。 ・他利用者への迷惑行為は禁止です。 ・利用者の責めに帰すべき事由によって当施設が被害を被った場合は、利用者及び保証人に連帯してその損害の賠償を請求させていただきます。

1 2. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設こまち防災計画」にのっとり、対応を行います。			
平常時の訓練	別途定める「介護老人保健施設こまち防災計画」に則り年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、ご利用者様の参加を得て実施します。			
防災設備	設備名称	設置の有無	設備名称	設置の有無
	スプリンクラー	有	防災扉・シャッター	有
	避難階段	有	屋内消火栓	有
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	漏電火災報知機	有
	ガス漏れ報知機	有	非常用電源	有
	カーテン・布団等は難燃・防煙性能のあるものを使用しています。			
消防計画	消防署への届け出日：令和5年1月13日 防火管理者：江里口 貴之			

1 3. 事故発生時の対応

ご利用者様に対するサービスの提供にあたって事故等が発生した場合は、別に定める「介護老人保健施設こまちの緊急時連絡網手順」に従い、速やかに利用者の代理人（ご家族様や後見人等）、または連帯保証人、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 4. 協力医療機関

当施設では、厚木佐藤病院と栗原歯科医院を協力病院として、利用者の状態が急変した場合は迅速な対応をします。

- ・ 協力医療機関：厚木佐藤病院

住所：厚木市小野 759

電話番号：046-247-1211

- ・ 協力歯科医療機関：栗原歯科医院

住所：神奈川県厚木市小野 2069-1

電話番号：046-281-9009

1 5. 窓口営業時間

営業時間	休日
9：00～17：00	日・祭日・年末年始（12月30日～1月3日）

1 6. 職員の服務規律

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意します。

- 1 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇します。
- 2 常に健康に留意し、明朗な態度を失わない。
- 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けます。

1 7. 職員の質の確保

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

1 8. キャンセル

ご利用者様のご都合でサービスの利用を事前に中止する場合にも、原則としてキャンセル料は発生しませんが、速やかに下記までご連絡ください。

介護老人保健施設 こまち (代)046-247-1239

19. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

介護老人保健施設 こまち お客様相談コーナー (各事業所の相談担当のほか、お客様相談コーナーを設けております。ご遠慮なくお申し出ください。)	所在地 神奈川県厚木市小野 763-1 電話番号 046-247-1239 F A X 046-247-5871 ご利用時間 8:45～17:15 担当者 支援相談員
厚木市役所 (介護福祉課介護給付係)	所在地 神奈川県厚木市中町 3-17-17 電話番号 046-225-2240 F A X 046-224-4599 ご利用時間 8:30～17:15
伊勢原市役所 (介護高齢課介護保険係)	所在地 神奈川県伊勢原市田中 348 電話番号 0463-94-4722 F A X 0463-94-2245 ご利用時間 8:30～17:00
清川村役場 (保健福祉課)	所在地 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 電話番号 046-288-3861 F A X 046-288-2025 ご利用時間 8:30～17:15
神奈川県国民健康保険団体連合会 (介護福祉部介護保険課)	所在地 神奈川県横浜市西区楠町 27 番地 1 電話番号 045-329-3447 (苦情専用) ご利用時間 8:30～17:00
(その他 保険者窓口)	所在地 _____ 電話番号 _____ F A X _____ ご利用時間 _____